

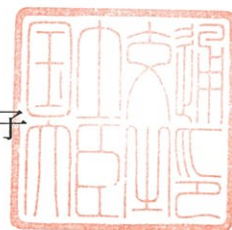


認 定 書

国 住 指 第 2122 号
平成 14 年 5 月 17 日

日東紡績株式会社
代表取締役社長 相良敦彦 様
ニチアス株式会社
代表取締役社長 田中 勇 様
太平洋マテリアル株式会社
代表取締役社長 野村龍四郎 様
大平洋金属株式会社
代表取締役社長 城井 徹 様
川鉄ロックファイバー株式会社
代表取締役社長 朝生一夫 様
株式会社金剛高麗化学
代表取締役社長 鄭 鍾淳 様
日本ロックウール株式会社
代表取締役社長 高田征幸 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2 (不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-8600
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
ロックウール保温材
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(別添)

構造設計図書又は防火材料説明図

認定番号	NM-8600	認定年月日	平成14年5月17日
品目名	ロックウール保温板	申請者名： 日東紡績(株) 東京都中央区日本橋浜町1-2-1 ニチアス(株) 東京都港区芝大門1-1-26 太平洋マテリアル(株) 東京都中央区日本橋本町4-8-15 大太平洋金属(株) 青森県八戸市大字河原木字遠山新田5-2 川鉄ロックファイバー(株) 岡山県倉敷市水島川崎通1丁目 (株)金剛高麗化学 大韓民国ソウル市瑞草区瑞草洞1301-4 (東京事務所) (東京都千代田区有楽町1-7-1) 日本ロックウール(株) 東京都品川区西五反田7-21-11	

1. 主たる用途 建築材料 (壁、天井、間仕切、床等の保温材、吸音材、防火材)
設備材料 (ダクト、配管、設備等の保温材、吸音材、防火材)

2. 製品の形状、寸法等

(1) 形状

繊維状、平板状、円筒状及び粒状

(2) 表面の形状

粗面

(3) 厚さ、大きさ、比重等

JISA 9504 に規定するロックウール保温材に準拠する。

一般製品名	密度 (kg/m ³)	熱伝導率 W/mK {kcal/mh°C} 平均温度 70°C	形状	厚さ (mm)	大きさ (mm)	基材重量 (kg/m ²)	含水率 (%)
ウール	40~150	0.044 {0.038} 以下	繊維状	不定	不定	不定	0.5 以下
保温板	1号	40~100	平板状	25	605×910 605×1820 500×1000 その他	30 以下	1.5 以下
	2号	101~160		30			
	3号	161~300		40			
フェルト	20~70	50					
ブランケット	1号	40~100		75			
	2号	101~160		100			
保温帯	1号	40~100					
	2号	101~160					

保温筒	40~200	0.044 {0.038} 以下	円筒状	20	長さ 605 1000 内径 22~319	—	1.5以下
				25			
				30			
				40			
				50			
				65			
				75			

3. 構成 (組成)、断面図

(1) 構成材料 ロックウール (JIS A 9504 人造鉱物繊維保温材)

ロックウールは、石灰、けい酸を主成分とする耐熱性の高い鉱物を熔融したものを、遠心力、圧縮空気又は高圧蒸気などで繊維化したもので、つぎの規格品を構成材料としている。

種類	密度 (kg/m ³)	熱伝導率 W/mK {kcal/mh°C} 平均温度 70°C	熱間収縮温度 (°C)	繊維の平均太さ (μm)	粒子の含有率 (%)
ウール	40~150	0.044 {0.038} 以下	650 以上	7 以下	4 以下

(2) 表面の塗装 なし

(3) 有機物含有量

一般製品名	形状	有機物含有量
ウール	繊維状	0.5%以下
保温板 (1号、2号、3号)	平板状	3.0%以下
フェルト	平板状	2.5%以下
ブランケット (1号、2号)	平板状	2.5%以下
保温帯 (1号、2号)	平板状	2.5%以下
保温筒	円筒状	4.5%以下

4. 使用上の注意事項

(1) 保管

ロックウール保温材の保管にあたっては、水ぬれ、吸湿のないように注意する。

(2) 取扱い

ロックウール保温材の取扱いにあたっては、保温厚さを保持する為、圧縮、引張り、剥離などをおこなわないよう注意する。

(3) 釘打ち

主として鉋 (アンカー) により取付けるが、釘の場合はワッシャー付きのものを使用する。

5. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成 10 年法律第 100 号) による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成 14 年 6 月 1 日以降は、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成 10 年法律第 100 号) による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。